

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その二〇）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

二〇〇八年三月に行われた日本の第一回普遍的定期審査（UPR）では、アルジェリアから警察の留置施設にいる被留置者の取調べを組織的に監視し記録するようにとの勧告が、また、ベルギーからは警察と検察が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、取調べを監視する手続の見直しが勧告されたが、日本代表团はこれに否定的態度をとった。

日本代表团によれば、被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務づけることは、時に取調官と被疑者

の信頼関係の構築を妨げ、被疑者が真相を語るのを止めてしまうことがあり得るとし、そのような監視および電子的記録の導入は慎重に検討する必要があるというのである。

しかし、被疑者の供述の任意性の確保は、自由権規約一四条の要請でもある。規約一四条に関する一般的な意見三二（二〇〇七年）は、「一四条三項（g）は、自己に不利益な供述または有罪の自白を強要されない権利を保障している。この保障は、有罪の自白を引き出すことを目的とした、被疑者に対する捜査機関からの直接または間接の身体的圧力または不当な心理的圧力の不在という意味で理解されなければならない。自白を引き出すために被告人に対して規約七条に反する取り扱いをすることは、なおさら容認できない。……被告人によってなされた供述が自らの自由意思によるものであることを立証する責任は国にあることを、国内法は確保しなければならない」（四一項）と述べている。

自由権規約委員会は、日本の第六回定期報告書審

査（二〇一四年）における総括所見で、自白強要につき懸念が表明され、「取調べのビデオ録画義務の範囲が限定されていることを遺憾に思う」とし、「（c）取調べ（全体がビデオ録画されるべきである）の継続時間に係る厳格な制限および取調べの方法を規定する立法措置」（一八項）を勧告した。

しかし、現在では、改正された刑事訴訟法三〇一条の二の規定により、二〇一九年六月一日から被疑者取調べの録音・録画制度が導入されている。UPRや自由権規約委員会における勧告の成果と言いたいのですが、ことはそれほど単純ではありません。

もっとも大きな影響を与えたのは、厚生労働省元局長を虚偽有印公文書作成罪等により起訴したものの、二〇一〇年九月一〇日、大阪地方裁判所が無罪を言い渡した事件である。本件では、捜査の主任検察官が証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんしたのみならず、その事実を知った大阪地検特捜部長および副部長がこれを隠蔽したという前代未聞の事実が判明したからである。後に主任検察官

は証拠隠滅罪で、特捜部長・副部長は犯人隠避罪によって起訴された。

この事件に端を発して、「検察の再生に向けて」（二〇一一年）の提言がなされ、冤罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、追求的な取調べによらずに供述を得、客観的証拠を収集できる仕組みを整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方から脱却する必要があると指摘された。

この提言および法制審議会の審議を経て、取調べの全過程の録音・録画制度の導入が決まった。こうした取調べの録音・録画の運用が拡大した結果、捜査段階における被疑者供述の任意性が公判段階で争われるケースは激減したという。取調べの可視化が、冤罪を生まないためにも必要な制度であることは論を待たない。

次回からは、日本の第二回UPRで何が論じられたいかを取り上げたい。